

福島に住環境の回復のためにーこの3年の除染の進行時状況ー

隅谷尚一

関西電力(株) 原子燃料サイクル室

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じ、これによる人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが課題でした。平成23年8月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処措置法」)が成立し、平成24年1月から全面施行されました。

この放射性物質汚染対処措置法に基づき、国(環境省)が除染を実施する除染特別地域における取り組みのほか、市町村等が除染を実施する汚染状況重点調査地域が指定されており、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることをめざし、これまで除染が進められています。

今回、環境省が実施している除染特別地域におけるこれまでの除染を中心にして、住環境に関する実施結果を説明するとともに、福島で実施した除染方法とEURANOS(*)除染技術データとの比較についても補足します。

*チェルノブイリ事故後、同様の緊急事態に備えるため、2002～2006年に欧州委員会の下で行われたプロジェクト。成果として作成された緊急時対応のためのハンドブックの中に除染技術データシートが含まれる。